

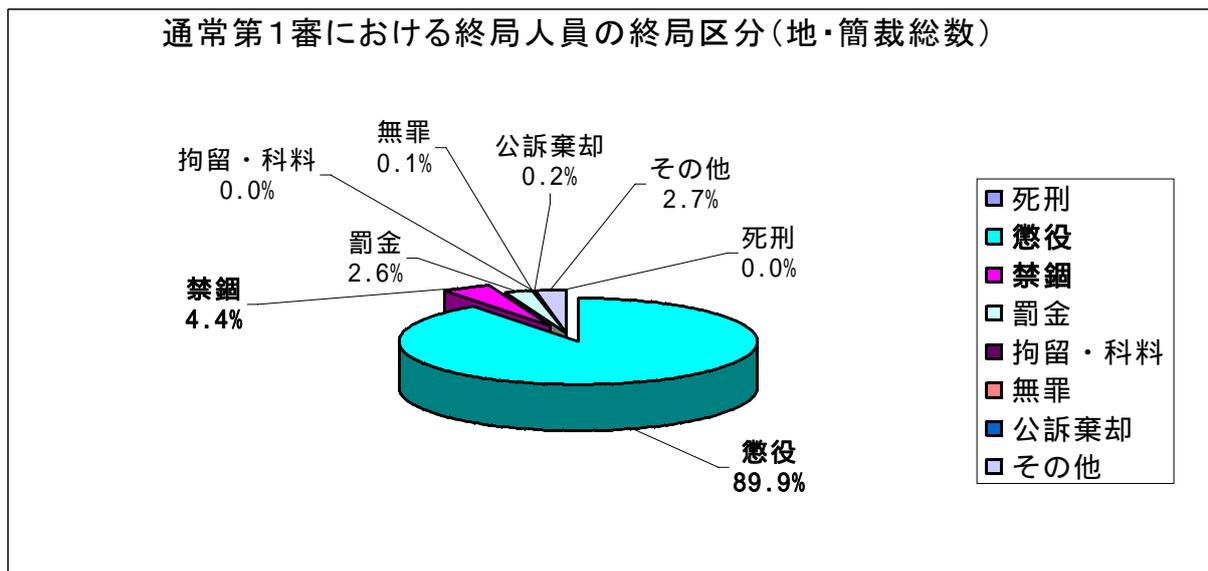
## 執行猶予者保護観察制度の運用の実情について

最高裁判所事務総局刑事局第2課長 伊藤雅人

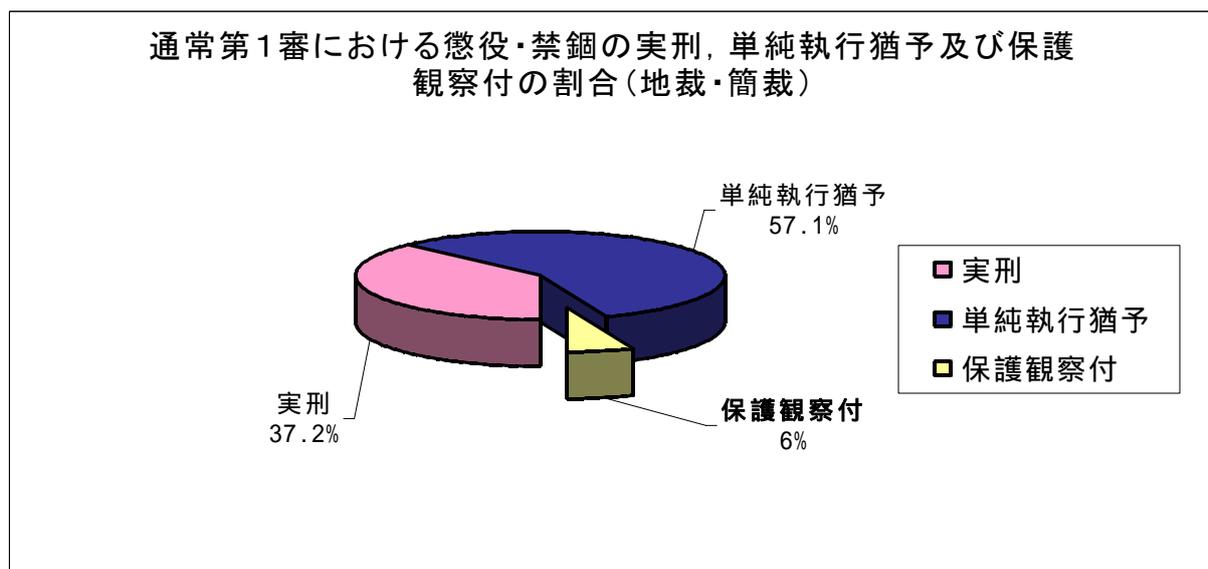
### 1 対象者選択について

- 保護観察付き執行猶予判決の言渡しの割合(平成16年)

終局人員	死刑	懲役	禁錮	罰金	拘留・科料	無罪	公訴棄却	その他
95,699	14	86,022	4,244	2,472	43	113	190	2,601



懲役禁錮総数	実刑	単純執行猶予	保護観察付
90,266	33,563	51,524	5,179



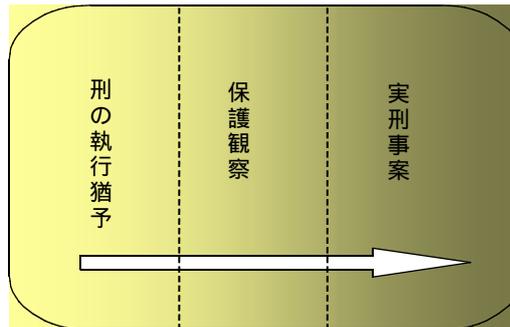
いずれも最高裁判事局・平成16年における刑事事件の概況(上)による。

・ 対象者の選択

【モデルⅠ】



【モデルⅡ】



平成17年9月～11月に東京地裁で言い渡した判決64件の分析

・ 量刑理由

- 1 3件は実刑の可能性に言及
- 3 1件は実刑の可能性に言及せず
- 残りの20件は量刑理由なし

・ 主刑期間，執行猶予期間の分布

		執行猶予期間			合計
		猶予3年以下	猶予4年	猶予5年	
主刑	～1年6月	14	11	6	31
	～2年6月	3	10	5	18
	～3年	1	6	8	15
合計		18	27	19	64

東京地裁裁判官に対するアンケート結果

大方は，執行猶予事案のうち，本人の資質や更生環境等を考慮して更生のため保護観察所の指導監督が必要かという観点から判断していると回答。執行猶予か実刑か迷う事案について，本人の適性を考慮した上で保護観察に付することがあるとの回答もあり。

**2 保護観察付き執行猶予の裁量的取消しについて**

東京地裁2年分の事例

14件のみ

その全てが，執行猶予期間満了直前に起訴された事例

東京地裁裁判官に対するアンケートの結果

執行猶予の裁量取消しを担当したことのある裁判官がそもそも少ない。

猶予期間満了が切迫した時期に再犯を理由として請求する例がほとんどであり，ほとんどの場合認容されている。

**3 感想**

保護観察の実態に関する情報のフィードバックのあり方について

- ・ 保護観察の成績の報告（刑訴規則222条の3）
- ・ 裁判所と保護観察所の連絡協議会
- ・ 「更生保護のあり方を考える有識者会議」の中間報告
- 執行猶予者保護観察法の改正
- 裁量的取消事由について
- ・ 「その情状が重いとき」の要件
- ・ 執行猶予期間満了直前に起訴された事例の扱い